

大学機関別認証評価実施大綱（改訂案）に対する意見対応表

No.	該当箇所	意見等	対応
1	実施大綱 i はじめに	第3段落に「教育研究水準の向上に資することを目的として、…」とある一方、最後の段落には、「教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資する」とあり、一つの文章の中に異なる目的が示されている。機構の大学機関別認証評価の目的は、後者に示されたとおり、との理解で良いか。	【対応】 次のとおり修正する。 「その教育研究水準の維持及び向上に資することを目的として、」  【理由】 他の記述と整合させる表現とした。
2	実施大綱 i はじめに	【該当箇所・修正案】 機構の実施する・・・ものです。 <del>本</del> 評価に当たってはこの目的に十分に配慮し、これまでに蓄積した評価経験を活かすとともに機構の評価を受けた大学等の意見を踏まえた上で、開放的で進化する大学評価を目指し、常により良い大学評価のシステムを求め、開放的で進化する大学評価となるよう構築に努めてまいります。 【理由】 1) 「本」は不要。（「はじめに」の第4パラグラフにある「評価」との平仄） 2) 「機構の」を入れないと、他の認証評価機関の評価を受けた大学も含まれると解される虞がある。対象を限定すべき。 3) 述部は、実施大綱P2の「(6) 透明性の高い開かれた評価」における表現と合わせた記述。	【対応】 次のとおり修正する。 「 <del>本</del> 評価に当たってはこの目的に十分に配慮し、これまでに蓄積した評価の経験を活かすとともに評価を受けた大学等の意見を踏まえた上で、開放的で進化する大学評価を目指し、常により良い大学評価のシステムを求め、開放的で進化する大学評価となるよう改善に努めてまいります。」  【理由】 表現の適正化及び他の記述と整合させる表現とした。
3	実施大綱 ii 目次	【該当箇所・修正案】 <del>VI</del> 評価のスケジュール <del>VI</del> VI 評価結果の公表 <del>VI</del> VII 情報公開	【対応】 原文のままとする。  【理由】

No.	該当箇所	意見等	対応
		<p><del>VIII</del> 評価の時期  <u>IX 評価のスケジュール</u></p> <p>【理由】  現在、貴機構が示す改訂案では、「VII評価結果の公表」から「IX評価の時期」で説明する内容が先に「VI 評価のスケジュール」の中で示されてしまっている。順番として修文案のようにすべきではないか。</p>	<p>全体的なスケジュールを受けて、個別の具体的な説明としており、順番を入れ替えなくとも十分理解できるため。</p>
4	<p>実施大綱  P 1  II 評価の基本的な方針</p>	<p>①教育・研究の基盤的部分の現況分析は認証評価で行う。  ②評価機構、国大協、文部科学省国立大学法人支援課で評価の本来の目標に沿った評価基準及び解釈指針の明確化。  ③求められる機能分化を支援する意味を含め、選択的評価事項の見直しとその評価基準の明確化。  ④訪問調査で、緩やかな修正やより良い形のデータ追加を行い、評価は本来国立大学の進化のために行われることを本分とする。</p>	<p>【対応】  ご意見として承ります。</p>
5	<p>実施大綱  P 1  II 評価の基本的な方針</p>	<p>【該当箇所・修文案】  上記の評価の目的を踏まえ、機構は以下の<del>ような</del>基本的な方針に基づいて大学機関別認証評価を実施します。</p> <p>【理由】  「以下（1）から（7）の基本的な方針」は例示列举ではなく、貴機構が確固として各大学に示す方針であるという姿勢を表現するための修文。</p>	<p>【対応】  次のおり修正する。  「機構は以下の<del>ような</del>基本的な方針に」</p> <p>【理由】  意見の趣旨を踏まえ修正した。</p>
6	<p>実施大綱  P 1  II 評価の基本的な方針  （1）</p>	<p>「・・・基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。」について、「中心とした」とありますが、判断基準に曖昧さを残しますと、被評価大学にとり評価が想定外になった場合に混乱が生じる懸念があり、判断基準は明確に示されることが良いかと思われま。</p>	<p>【対応】  原文のままとする。</p> <p>【理由】  基準ごとに「満たしているか否か」の判断を行っているが、さらに、「優れた点、改善を要する点」の抽出も行っていることか</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
			ら、「中心とした」としている。
7	実施大綱 P 1 II 評価の基本的な方針 (1)	(1) に、「大学機関別認証評価は、大学評価基準に基づき…基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。」とあるが、「判断を中心とした評価」では判断基準に曖昧さを残すこととなるので、「判断による評価」とすべきではないか。	【対応】 原文のままとする。  【理由】 基準ごとに「満たしているか否か」の判断を行っているが、さらに、「優れた点、改善を要する点」の抽出も行っていることから、「中心とした」としている。
8	実施大綱 P 1 II 評価の基本的な方針 (2)	… <u>教育活動を中心とした大学の教育研究活動等の総合的な状況の評価を実施</u> します。  認証評価では、「研究」や「非正規生への取組」の位置付けはどのようなものなのか。あくまで「選択的評価事項」なのか。	【対応】 「研究活動の詳細」や「正規課程の学生以外に対する取組」は、「認証評価」とは分離・独立した「大学機関別選択評価」において評価する。
9	実施大綱 P 1 II 評価の基本的な方針 (3)	【該当箇所・修正案】 (3) 各大学の個性の伸長に資する評価 ……。このため、基準の設定においても、各大学の目的を踏まえた評価が行えるよう <del>な</del> 配慮 <del>を</del> しています。ここでいう「目的」とは、大学の使命、教育研究活動等を <del>実</del> 展開 <del>す</del> る上での基本的な方針、……。  【理由】 1) 当該箇所は貴機構が示す評価の基本方針であるが、原案の文 体では、“例えばこのようなことをしている”という例示列 挙的表現に取られかねない。もっと、確固としたスタンスで評価 に望んでいるという意味を表現するための修文。 2) 「大学評価基準（大学機関別認証評価）（改訂案）新旧対照 表」P 5の「改訂の理由」において、『・・・「教育活動」・・・	【対応】 次のとおり修正する。 「各大学の目的を踏まえた評価が行えるよう <del>な</del> 配慮 <del>を</del> していま す。ここでいう「目的」とは、大学の使命、教育研究活動等を <del>実</del> 展開 <del>す</del> る上」  【理由】 意見の趣旨を踏まえ修正した。

No.	該当箇所	意見等	対応
		「遂行」から「展開」に修正し、適切な表現とした。』とある。これは「学士課程教育の構築に向けて」（答申）に基づくものであると考えるが、「教育活動」のみならず「教育研究活動」についても「展開」とした方が適切ではないか。	
10	実施大綱 P 2 II 評価の基本的な方針 (6)	<p>【該当箇所・修文案】</p> <p>(6) 透明性の高い開かれた評価 ・・・また、開放的で進化する評価を目指し、<u>これまでに蓄積した</u>評価の経験や<u>機構の</u>評価を受けた大学等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。</p> <p>【理由】</p> <p>1) 実施大綱「はじめに」の表現に合わせて、「これまでに蓄積した」を挿入。 2) 「機構の」を入れないと、他の認証評価機関の評価を受けた大学も含まれると解される虞がある。対象を限定すべき。</p>	<p>【対応】</p> <p>次のとおり修正する。 「<u>これまでに蓄積した</u>評価の経験や評価を受けた大学等の意見を踏まえつつ、」</p> <p>【理由】</p> <p>他の記述と整合させる表現とした。</p>
11	実施大綱 P 2 II 評価の基本的な方針 (7)	<p>【意見1】</p> <p>(7) 国際通用性のある評価 この項目に関しては、「国際通用性が求められる」ことと、「大学における内部質保証システム、学習成果や情報公開及び説明責任を重視した評価を実施」することとの論理的連関が不明である。「大学における内部質保証システム・・・」以下の要素は、「国際通用性」の観点から新たに重視されることになったのか。また、この項目の追加は、従来の評価は「国際通用性」に欠けていた、という意味を含むことになるのか。文意を明確にする必要があると考える。</p> <p>【意見2】</p> <p>大学評価に長く携わっており、各種答申等にも通じている者には、貴機構の言いたいことは理解できるが、「実施大綱」の表現</p>	<p>【対応】</p> <p>次のとおり修正する。 「国際通用性が求められています。<del>そのため</del><u>このことを踏まえ</u>、大学における内部質保証システム、」</p> <p>【理由】</p> <p>意見の趣旨を踏まえ修正した。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
		<p>だけを見た者にとっては、「大学における内部質保証システム、学習成果や情報公開及び説明責任を重視した評価を実施」することが「国際通用性が求められる」ことを担保するものであると直截的に判断できるとは考えにくい。文章の繋がり工夫、説明の補足により、より分かりやすい、かつ、貴機構のスタンスが明確となるような文章になることを希望する。</p>	
12	<p>実施大綱 P 2 II 評価の基本的な方針 (7)</p>	<p>「(7) 国際通用性のある評価 大学のグローバル化が進展しつつある現在、認証評価においてもまた、国際通用性が求められています。そのため、大学における内部質保証システム、学習成果や、情報公開及び説明責任を重視した評価を実施します。」について、「説明責任」は不要であると考え。 教育の質保証、大学教育の国際競争力の向上の観点から、情報公開等を重視するという趣旨は理解できるが、国際通用性の観点から「説明責任」を取り上げている意図が不明瞭である。</p>	<p>【対応】 次のとおり修正する。 「学習成果や、及び情報公開教育情報の公表及び説明責任を重視した」  【理由】 教育情報の公表が適切に行われていれば、説明責任が果たされると考える。また、併せて一部適切な表現に修正した。</p>
13	<p>実施大綱 P 2 II 評価の基本的な方針 (7)</p>	<p>(7) の記述からは、本認証評価を通じて「国際通用性」がどのように担保されるのかが不明である。「大学における内部質保証」「学習成果」「情報公開及び説明責任」は、大学が本来当然持つべき事項で、「国際通用性」とは直接関連がないのではないかと。「現在、大学が満たすべき国際基準が何か」「国際通用性とは何か」「本認証評価を受審することによって、その基準がどのように担保されるのか」等に言及すべきではないかと。それによって、各大学の国際戦略における本認証評価の位置づけが変わってくると考えられる。</p>	<p>【対応】 次のとおり修正する。なお、「国際通用性」については、説明会で説明する。 「国際通用性が求められています。<del>そのためこのことを踏まえ</del>、大学における内部質保証システム、学習成果、及び教育情報の公表を重視した」  【理由】 意見の趣旨を踏まえ修正した。</p>
14	<p>実施大綱 P 2 III 評価の実</p>	<p>【該当箇所・修正案】 (1) 評価の実施体制 評価を実施するに当たっては、・・・を編成します。</p>	<p>【対応】 次のとおり修正する。 「<u>国・公・私立大学、学協会及び経済団体等の関係団体から広</u></p>

No.	該当箇所	意見等	対応
	施体制 (1)	<p>評価部会には、各大学の教育分野やその状況が多様であることなどを勘案し、<u>国・公・私立大学、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦を求め、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置します。ただし、対象大学に関する評価担当者は、当該評価部会には配置しません。</u></p> <p><del>評価担当者は、国・公・私立大学、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦を求め、その中から、機構の運営委員会等の議を経て、決定します。</del></p> <p><u>なお、評価委員会及び評価部会の委員は、自己の大学に関する事案については、その議事の議決に加わることはできません。</u></p> <p>【理由】</p> <p>評価部会の委員の決定の流れ（機構の運営委員会等の議を経て決定）を説明するよりも、適切な人材の配置、組織の編成をしていること、また、公平性の確保は評価部会のみならず評価委員会においても担保していることを大学に示すことの方が重要と考えた修文。原案を素直に読む限りでは、現在、評価委員会において自己の大学に関する議事の議決に加わることが出来、公平性の確保はなされていないのか疑問。</p>	<p><del>く推薦を求め、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置します。ただし、対象大学に関する評価担当者は、当該評価部会には配置しません。</del></p> <p><del>評価担当者は、国・公・私立大学、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦を求め、その中から、機構の運営委員会等の議を経て、決定します。</del></p> <p><u>なお、評価委員会及び評価部会の委員は、自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加えないこととします。」</u></p> <p>【理由】</p> <p>意見の趣旨を踏まえ修正した。</p>
15	実施大綱 P 2 III 評価の実 施体制 (1)	<p>…、<u>対象大学の状況に応じた評価部会を編成します。</u></p> <p>機構ウェブサイト公開されている、平成 22 年度大学機関別認証評価委員会（第 1 回）の議事要旨及び当該委員会の資料 4「大学機関別認証評価に関するスケジュール（案）（平成 22 年 5 月～平成 23 年 3 月）」では、評価部会のほか、財務専門部会が置かれていることが明記されている。この点は、現行の大綱及びその他の分冊にも明らかにされていない。評価を受ける大学にとって、</p>	<p>【対応】</p> <p>原文のままとする。</p> <p>【理由】</p> <p>財務専門部会は、専門部会に位置付けられ、機構の内規に従い運用されている。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
		評価部会が主となって評価を実施する、との認識であるので、実質的な問題はないかと思われるが、評価の透明性確保の観点から、今後示される予定があるのか伺いたい。	
16	実施大綱 P 3 IV 大学評価 基準の内容 (3)	<p>【該当箇所・修文案】</p> <p>(3) 基準の多くは、<u>いくつかの内容をいくつか</u>に分けて規定しています。また、・・・</p> <p>【理由】</p> <p>大学評価基準（改訂案）の「はじめに」および実施大綱（改訂案）のP 4の「V評価の実施方法（1）評価プロセスの概要②機構における評価（i）」との平仄。</p>	<p>【対応】</p> <p>次のとおり修正する。</p> <p>「基準の多くは、<u>いくつかの内容をいくつか</u>に分けて規定しています。」</p> <p>【理由】</p> <p>他の記述と整合させる表現とした。</p>
17	実施大綱 P 3 V 評価の実 施方法 (1) ①	<p>【該当箇所・修文案】</p> <p>(1) 評価プロセスの概要</p> <p>①大学における自己評価</p> <p>また、各大学の優れた点、改善を要する点等を<u>自ら</u>評価し、記述します。</p> <p>【理由】</p> <p>「自ら」を入れないと、機構の評価だと解される虞がある。各大学が行うものであることを明確にすべき。</p>	<p>【対応】</p> <p>原文のままとする。</p> <p>【理由】</p> <p>当該部分は、「大学における自己評価」の項目であるため。また、別に定める自己評価実施要項により具体的に説明をするため。</p>
18	実施大綱 P 4 V 評価の実 施方法 (1) ②	<p>「②機構における評価」について、(案)では基準数に変更されるほかは特段の変更はないが、次のことについても視野に入れて検討していただけたらと思います。</p> <p>→ 評価は基準ごとに行われるため、大学全体としての評価は基準を満たしているかどうかのみである。しかし、評価を受ける大学としては、基準ごとの評価に加え、それらを踏まえた上での大学全体に対する評価も非常に関心のあるところである。</p> <p>そこで、各基準に係る評価を踏まえた上での大学全体の評価（総評）も評価結果に加えていただくことを希望します（機</p>	<p>【対応】</p> <p>現時点では考えていない。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
		構における評価が学部・研究科ごとでなく大学全体であるならば、評価結果も基準ごとだけでなく大学全体としてもあるべきと考える。)	
19	実施大綱 P 4 V 評価の実 施方法 (1) ②	<p>【該当箇所・修文案】</p> <p>(1) 評価プロセスの概要</p> <p>② 機構における評価</p> <p>(i) ……整理します。</p> <p>なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえ基本的な観点が設定されていますが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、基本的な観点及び大学が独自に設定した観点の分析<del>△</del>状況を<del>含めて</del>総合した上で、基準ごとに行います。</p> <p>【理由】</p> <p>大学評価基準（改訂案）の「はじめに」との平仄。</p>	<p>【対応】</p> <p>次のとおり修正する。</p> <p>「基本的な観点及び大学が独自に設定した観点の分析<del>△</del>状況を<del>含めて</del>総合した上で、」</p> <p>【理由】</p> <p>他の記述と整合させる表現とした。</p>
20	実施大綱 P 4 V 評価の実 施方法 (1) ②	<p>【該当箇所・修文案】</p> <p>(1) 評価プロセスの概要</p> <p>② 機構における評価</p> <p>(ii) ……場合には、その旨<del>△</del>を指摘<del>を行</del>い<del>し</del>ます。</p> <p>【理由】</p> <p>(iii) における「その旨を公表します」等との平仄。</p>	<p>【対応】</p> <p>次のとおり修正する。</p> <p>「……の場合には、その旨<del>△</del>を指摘<del>を行</del>い<del>し</del>ます。」</p> <p>【理由】</p> <p>他の記述と整合させる表現とした。</p>
21	実施大綱 P 4 V 評価の実 施方法 (1) ②	<p>「(ii) 基準を満たしている場合であってもさらに改善の必要が認められる場合や、……」について、この項目は機構による評価であり、上記の部分が評価そのものに反映されるとするならば、基準が満たされていれば可とすべきであり、問題を含む記述と思われます。ただし、これが、評価の総括（総評）の部分の記述であれば、指摘事項として有用と思われます。</p>	<p>【対応】</p> <p>原文のままとする。</p> <p>【理由】</p> <p>一部「改善を要する点」があったとしても、基準は満たしているとの判断である。</p>



No.	該当箇所	意見等	対応
22	実施大綱 P 4 V 評価の実 施方法 (1) ②	<p>【該当箇所・修文案】</p> <p>(1) 評価プロセスの概要</p> <p>② 機構における評価</p> <p>(iii) ……、機関としての大学が<del>当機構</del><u>が定める</u>大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表します。</p> <p>【理由】</p> <p>1) 「当」の削除は他との平仄。</p> <p>2) 貴機構が刊行している評価報告書における「認証評価結果」の表現に沿った修文。</p>	<p>【対応】</p> <p>次のとおり修正する。</p> <p>「大学が、<del>当機構</del><u>が定める</u>大学評価基準を満たしていると認め、」</p> <p>【理由】</p> <p>他の記述と整合させる表現とした。</p>
23	実施大綱 P 4 V 評価の実 施方法 (1) ②	<p>(iii) 大学全体として、10の基準すべてを満たしている場合に、機関としての大学が当機構の大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表します。</p> <p>また、一つでも満たしていない基準があれば、大学全体として大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。</p> <p>評価結果の大学への通知及び公表について、ここでは明示されていないが、「対象大学及び設置者に通知するとともに広く社会に」公表するとの理解でよいか。</p>	<p>【対応】</p> <p>原文のままとする。</p> <p>【理由】</p> <p>「VI 評価のスケジュール」、「VII 評価結果の公表」により十分理解可能であるため。</p>
24	実施大綱 P 4 V 評価の実 施方法 (3)	<p>【該当箇所・修文案】</p> <p>(3) 意見の申立てと評価結果の確定</p> <p><u>大学評価基準を満たしていないとの判断評価結果(案)</u>に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に審査会を設け、審議を行います。</p> <p>【理由】</p> <p>事実関係に基づき、正確性を期するための修文。</p> <p>(参考)</p> <p>実施大綱(改訂案) P 5の「VI 評価のスケジュール」内の「⑦</p>	<p>【対応】</p> <p>原文のままとする。</p> <p>【理由】</p> <p>他の記述との整合から十分理解できるため、原文で適切であると判断した。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
		意見の申立ての「手続き」における説明	
25	実施大綱 P 5 VI 評価のスケジュール	<p>【該当箇所・修正案】 <del>Ⅸ</del> 評価のスケジュール</p> <p>【理由】 実施大綱（改訂案）のP 6にある「評価結果の公表」や「評価の時期」を説明した後に当該スケジュールを示すべき。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 全体的なスケジュールを受けて、個別の具体的な説明としており、順番を入れ替えなくとも十分理解できるため。</p>
26	実施大綱 P 5 VI 評価のスケジュール	<p>自己評価書の提出が6月末だが、文部科学省へ提出する業務実績報告書も6月末のため、1ヶ月程度ずれるように文部科学省と調整していただきたい。</p> <p>なお、本件については「平成21年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」P 69～70に多数の記載があります。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】 書面調査、訪問調査など相当な期間を要するため、提出期間の変更は難しい。</p>
27	実施大綱 P 5 VI 評価のスケジュール	<p><i>評価のスケジュール</i></p> <p>① 第1サイクルの実施大綱と異なり、「大学の自己評価担当者等に対する研修の実施」の時期が示されていない。従来から、「機構による評価に関する説明会」と同日開催（5～6月）となっており、図で示すように、「評価の申請及び受付」（9月末）の時期をはさんで実施されていないが、今後も両者は同日開催の意向なのか。</p> <p>② 研修及び説明会には、翌年度以降に評価を申請する大学も参加可能か。</p>	<p>【対応】</p> <p>① 同日開催の意向である。 ② 参加は可能である。</p>
28	実施大綱 P 6 VII 評価結果の公表	<p>【該当箇所・修正案】 <del>Ⅵ</del> 評価結果の公表</p> <p>【理由】 上記[No. 25]の理由による番号変更。</p>	<p>【対応】 原文のままとする。</p> <p>【理由】</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
			全体的なスケジュールを受けて、個別の具体的な説明としており、順番を入れ替えなくとも十分理解できるため。
29	実施大綱 P 6 VIII 情報公開	<p>【該当箇所・修文案】</p> <p><del>VII</del> VII 情報公開</p> <p>(1) 機構は、・・・とともに、大学評価については、・・・ことから、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第169条第1項に規定する事項を公表する<del>とともにほ</del> <u>か</u>、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供します。</p> <p>【理由】</p> <p>1) 上記[No. 25]の理由による番号変更。</p> <p>2) 当該箇所の前半部に「とともに」が使用されており、重複を避けるための修文。</p>	<p>【対応】</p> <p>原文のままとする。</p> <p>【理由】</p> <p>全体的なスケジュールを受けて、個別の具体的な説明としており、順番を入れ替えなくとも十分理解できるため。</p> <p>また、「とともに」については、原文で適切であると判断した。</p>
30	実施大綱 P 6 IX 評価の時期	<p>【該当箇所・修文案】</p> <p><del>VIII</del> VIII 評価の時期</p> <p>(2) 評価を希望する大学は、・・・、別に定める様式に<del>従</del> <u>てより</u>、機構に申請することが必要です。また、・・・</p> <p>【理由】</p> <p>1) 上記[No. 25]の理由による番号変更。</p> <p>2) 「従う」を用いるのは、申請要項等定められた内容であり、現案にあるように様式を用いて申請するのであれば「により」を用いる方が適切ではないか。</p>	<p>【対応】</p> <p>原文のままとする。</p> <p>【理由】</p> <p>全体的なスケジュールを受けて、個別の具体的な説明としており、順番を入れ替えなくとも十分理解できるため。</p> <p>また、「従って」については、原文で適切であると判断した。</p>
31	実施大綱 P 7 X 追評価	<p>【該当箇所・修文案】</p> <p>この評価において・・・と認め、その旨を公表します。</p> <p>【理由】</p> <p>実施大綱（改訂案）P 4の「V評価の実施方法」の「(1) 評価プロセスの概要」の「②機構における評価」の「(iii)」にお</p>	<p>【対応】</p> <p>次のとおり修正する。</p> <p>「・・・と認め、その旨を公表します。」</p> <p>【理由】</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
		ける表現との平仄。	他の記述と整合させる表現とした。
32	実施大綱 P 7 X 追評価	<p>大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続に従って、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。</p> <p>① 追評価とは何か、説明するべきではないか。 ② 追評価の実施方法について、「別に定める手続に従って」とあるが、その対象、実施時期、自己評価書の様式及び評価手数料等については、あらかじめ大学に示されるのか。</p>	<p>【対応】</p> <p>① 実施大綱において記載済み。 ② 満たしていないと判断した場合のみ通知する。</p>
33	実施大綱 P 7 XI 評価費用	<p>「改訂の理由」の「評価手数料に係る事項について、適宜見直しを可能とするため、別に定めるものと修正した。」</p> <p>機構としては、透明性の確保の観点から、また、大学としては、評価実施機関の選択及び実施時期を政策的に決定する過程において、不可欠の情報であることから、今後どのように大学に対して提示されるのか伺いたい。なお、現時点で公表できないのであれば、第2サイクルは、毎年度どの時点で大学に知らされるのか伺いたい。例えば、評価実施校数に応じて、又は、毎年度段階的に値上げする予定なのか、今後の方向性について伺いたい。</p>	<p>【対応】</p> <p>平成 24 年度の実施に向けて、現在検討中。説明会において説明する。</p>
34	実施大綱 P 7	<p>「改訂の理由」に、「…制度を廃止し、削除した。」</p> <p>本学は、平成 19 年度の貴機構の認証評価受審後、毎年度、変更点を届け出てきたところである。この変更は、第1サイクルに貴機構の認証評価を受審した大学にも提出義務がなくなる、との理解でよいか伺いたい。</p>	<p>【対応】</p> <p>ご理解のとおりである。</p>
35	全般	(設置認可審査等との連携について)	【対応】

No.	該当箇所	意見等	対応
		文部科学省における設置認可審査及びアフターケアで付された留意事項については、評価の際に「参考」とするとあるが、具体的にどのように点検・分析され、評価結果に反映されるのか、「参考」という言葉の意図について、早期に示していただきたい。	自己評価実施要項において提示する。
36	全般	<p>文部科学省による設置認可審査と評価機関による認証評価との連続性・協調性を確保</p> <p>① 大学設置基準を満たしているかが問われることは理解できるが、仮に認証評価の審査結果で、留意事項(改善を要する点)が付された場合には、翌年度以降も機構に対してフォローアップの報告義務が課せられてくるのか。</p> <p>② 大学評価基準の「趣旨」において、設置基準との関係について言及しているのは、「基準3 教員及び教育支援者」及び「基準5 教育内容及び方法」に留まっているが、その他の基準においては、設置基準との適合性の判断は行わない、との理解でよいか。</p>	<p><b>【対応】</b></p> <p>① 「改善を要する点」のフォローアップの報告義務はない。</p> <p>② すべての基準において、学校教育法・大学設置基準等の関係法令との適合性の判断を行う。主要な関係法令については、自己評価実施要項に明示する。</p>
37	全般	<p>(「別に申請する評価として実施」について)</p> <p>「別に申請する評価」とは何か。必要とされるものであれば早期に評価の枠組み等を示していただきたい。</p>	<p><b>【対応】</b></p> <p>「認証評価」とは分離・独立した「大学機関別選択評価」として、「研究活動」及び「社会貢献、とりわけ、地域貢献活動」の評価を実施する。</p> <p>内容については、当機構のウェブサイトで公表している。</p>
38	全般	<p>第1サイクルにおける「選択的評価事項」を第2サイクルにおいては、別に申請する評価として分離独立することとしているが、その内容等について早急に示されたい。</p>	<p><b>【対応】</b></p> <p>「認証評価」とは分離・独立した「大学機関別選択評価」として、「研究活動」及び「社会貢献、とりわけ、地域貢献活動」の評価を実施する。</p> <p>内容については、当機構のウェブサイトで公表している。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
39	全般	選択的評価事項について、分離独立するとの考え方が示されているが、どのような制度設計（評価の対象とする事項、実施時期等）とされるのかご説明いただきたい。	<p>【対応】</p> <p>「認証評価」とは分離・独立した「大学機関別選択評価」として、「研究活動」及び「社会貢献、とりわけ、地域貢献活動」の評価を実施する。</p> <p>内容については、当機構のウェブサイトで公表している。</p>
40	全般	<p>第1サイクルにおける「選択的評価事項」は、第2サイクルにおいては別に申請する評価として分離・独立</p> <p>① 「選択的評価事項」については、第2期においても認証評価の一部ではないとの理解でよいか。</p> <p>② 「選択的評価事項」の実施内容及び方法について、今回の資料に記載されていないが、第1サイクルと同様と考えてよいか。</p>	<p>【対応】</p> <p>① ご理解のとおりである。</p> <p>② 「認証評価」とは分離・独立した「大学機関別選択評価」として、「研究活動」及び「社会貢献、とりわけ、地域貢献活動」の評価を実施する。</p> <p>内容については、当機構のウェブサイトで公表している。</p>
41	全般	社会との連携や貢献は、近年大学の存在に大きく関係しており、中央教育審議会が提示した大学の機能の一つでもある。今回、選択的評価項目からも除外され認証評価とは別申請として分離・独立されるとのことであるが、本来、評価項目として加味する必要があるのではないか。	<p>【対応】</p> <p>「認証評価」においては、「教育」を中心とした評価を行い、「研究活動」及び「社会貢献、とりわけ、地域貢献活動」については、「認証評価」とは分離・独立して評価を行う。</p> <p>【理由】</p> <p>「認証評価」においては、様々な個性を有する国・公・私立大学のすべてが受審可能とするため、また、大学評価の国際的な動向を勘案して、教育活動を中心とした評価を行う。</p>
42	全般	<p>地域貢献の評価について</p> <p>大学にとって地域貢献（社会貢献）は今や必須の取組みとなっています。さらに公立大学では、地域に支えられていることもあ</p>	<p>【対応】</p> <p>「認証評価」においては、「教育」を中心とした評価を行い、「研究活動」及び「社会貢献、とりわけ、地域貢献活動」につい</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
		<p>って、オフキャンパスなど、地域に出かけて学ぶ、いわゆるサービスマーケティング等をカリキュラムとして取り入れることで、結果的に地域貢献が実現されるといった、新たな形の教育実践が増えてきています。</p> <p>地域貢献は、現行の「大学評価基準（機関別認証評価）」において「選択的評価事項」として評価基準本体とは切り離されている上に、「B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」として、正規課程の学生への教育とは別個のものとして位置付けられています。しかも、現行基準制定に際して本協会が強く要請した「地域貢献」の語は用いられず、「社会貢献・社会活動」の枠の中におかれています。</p> <p>地域貢献を教育・研究と切り離されたものではなく、一体のものとして評価するためにも、地域貢献については選択的評価ではなく評価基準本体の方に取り込むべきであります。これは、社会人が「正規課程の学生」として教育の対象となるケースが急増していると同時に、社会人学生以外の学生に対する「社会人基礎力」の養成が一層の重みを増していることから不可避だと考えます。この点での評価方法が確立されることによって初めて、大学はそれぞれの特色を踏まえた教育・研究・地域貢献活動に思い切って取り組むことができると考えます。</p>	<p>ては、「認証評価」とは分離・独立して評価を行う。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>「認証評価」においては、様々な個性を有する国・公・私立大学のすべてが受審可能とするため、また、大学評価の国際的な動向を勘案して、教育活動を中心とした評価を行う。</p>
43	全般	<p>研究に関する評価について</p> <p>今回の案では選択的評価事項については、「第1サイクルにおける『選択的評価事項』は、第2サイクルにおいては『機能評価（仮称）』として分離・独立」とされているものの、どのように取り扱うかは明らかにされていません。早急に第2サイクルにおける「機能別評価（仮称）」の具体的内容を明示していただきたい。</p>	<p><b>【対応】</b></p> <p>「認証評価」とは分離・独立した「大学機関別選択評価」として、「研究活動」及び「社会貢献、とりわけ、地域貢献活動」の評価を実施する。</p> <p>内容については、当機構のウェブサイトで公表している。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
		<p>その点では、社会貢献の一環として位置付けられてきた地域貢献についてだけでなく、公立大学の研究活動評価の今後についても注意喚起が必要です。周知のように、大学評価・学位授与機構は、すべての国立大学について認証評価とは別に「国立大学教育研究評価」を実施していますが、公立大学の法人評価における研究教育分野については、認証評価機関の評価に委ねるとされ、その意味では研究評価は、大学評価・学位授与機構の「選択的評価事項A」での研究活動の評価が唯一の機会となっています。従って「機能別評価（仮称）」についての方向提示は焦眉の急であると考えます。</p>	
44	全般	<p>第2サイクルの評価を行うに当たり、第1サイクル全般の検証を充分に行い、納得できる説明の基に改訂を行って貰いたい。たとえば評価の現代化のうち、特に力点の置かれている教育成果から学習成果への変更については、第1サイクル全般の検証に基づいて、どのような論拠からどのように変更しようとしているのか不明確である。</p>	<p><b>【対応】</b>      現行の評価においても、趣旨において、「(教育の) 取組の成果は学生が享受すべきもの」としてきたが、第1サイクルの基準設定時には「学習成果」という用語が一般的に用いられていなかったため、第2サイクルからは、より適切な用語である「学習成果」を用いることにするが、評価の観点では現行の「教育の成果」と同質と考える。</p>
45	全般	<p>「評価の現代化」とは何か（既に定着している概念なのか）。</p>	<p><b>【対応】</b>      内部質保証システム、学習成果や、教育情報の公表を重視した評価と考える。</p>
46	全般	<p>③大学評価の国際的動向、を踏まえ、基準等を改訂し、実施する。</p> <p>「国際的動向」を踏まえた基準の改訂とあるが、具体的にどの基準が該当するのか。平成20年12月24日中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」において、「単位制度の実質化」について、「国際的な通用性の確保の観点から不可欠」とあり、今回の機構の基準改定でも取り入れられている（基本的な観</p>	<p><b>【対応】</b>      基準6、基準8、基準10が該当する。なお、基準6で評価する「学習成果」と「単位（制度）の実質化」は密接に関連しており、国際的動向への対応の一つと理解して頂いてよい。</p>



No.	該当箇所	意見等	対応
		点5-2-②及び5-5-②) ことから、これが「国際的動向」の一つである、との理解でよいか。	
47	全般	評価の効率化を挙げているが、第1サイクルを受けた機関が、第2サイクルでも再び評価されるルーチンとなる基準や観点についての取扱いについて、特に簡素化する旨を明記して貰いたい。	<b>【対応】</b> 説明会において対応する。
48	全般	評価の効率化（大学・評価機関双方の負担の軽減）を図るため、全体的に「基準・基準細目・観点」の統合等により項目数は減っているが、「根拠となる資料・データ等」は軽減されるのか。作成資料等が軽減されなければ実質的な負担軽減にはならないと思われる。	<b>【対応】</b> 資料等の分量については、概ね適切であると判断している。具体的には、自己評価実施要項において提示する。
49	全般	評価基準・評価方法の変更について 基準、基準細目、観点についてそれぞれ項目数の整理・縮小を行ったことは、新たに整理された体系の中で評価の効率化が図られるという点で評価できます。 一方その内容に関して言えば、基準や細目、観点の統合・再編が中心で基本的には従前の基準と大きく異なるところはありません。そのことは、一面、同じ機関で認証評価を受けようとする大学にとって既存の資料を基本にして評価作業を行うことができるという配慮に基づくもので評価できます。しかし、反面では、認証評価の取組みも第2サイクルに入ることを考えると、第1サイクルで当該機関として質保証が明らかに担保できている部分については、その評価を一層簡素化・省略化する工夫も必要です。いわゆる「評価疲れ」の回避のためにも、評価負担減のために、たとえば記述字数のより厳しい制限及び添付資料の分量について上限を設けることが必要と考えます。	<b>【対応】</b> 検証結果において、「全基準を1つの決まった字数でくくるのはどうか」等の文字数制限緩和に関する意見があったことから、対応することとしている。 また、添付資料の分量については、概ね適切であると判断している。
50	全般	貴機構の「第2サイクルの認証評価について」において、「評価の効率化」が改訂の柱となっていることに鑑み、評価の効率化、	<b>【対応】</b> 原文のままとする。

No.	該当箇所	意見等	対応
		<p>評価作業の負担軽減にも踏み込んだ実施大綱の改訂が必要ではないか。</p> <p>改訂案では、基準の精選が図られ、一定の効率化、負担軽減がなされていると思われる。しかし、効率化や負担軽減は、基準の数を減らすだけで達成されるというものでもない。</p> <p>例えば、貴機構が実施した検証の結果（「平成 21 年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学に関する検証結果報告書」平成 23 年 1 月）の自由記述を見ると、資料・データの収集に関する意見が見受けられる。大学における資料・データ収集体制の欠如がその大きな要因であるが、一方で、国立大学法人評価におけるデータ提出など、異なるフォーマットによって同様の資料を度々要求される場面があることも否定できない。「大学情報データベース」や学校基本調査等の統計データの活用の可能性などについても、検討が必要であると考え。また、評価の目的に対する有効性（特に「社会からの理解と支持」）については、どちらとも言えないという回答が一定数あるという検証結果が示されており、こうした結果が負担（感）に繋がっていることも考えられる。</p> <p>基準の精選以外にも、評価の効率化や負担（感）軽減について工夫の余地はある。実施大綱では、評価の効率化に関連した特段の改訂はなされておらず、貴機構としての姿勢が見えにくい印象を受ける。</p>	<p>なお、負担軽減については、今後とも、引き続き検討することとする。</p>
51	全般	<p>○評価の効率化（大学・評価機関双方の負担の軽減）</p> <p>① 負担の軽減の根拠として基準、基準細目及び観点の減少が示されているが、実際には、2つ以上の基準の統合、また、基準細目で言えば、もともと2つあった基準を「また、～」でつな</p>	<p><b>【対応】</b> 説明会において対応する。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
		<p>げた文章（新旧対照表には「統合」と表記。）となっており、実質的に負担の軽減とはならないのではないか。</p> <p>② 今回は、自己評価実施要項が示されておらず、実際に大学側が揃えるべき資料は不明である。基準数との関係以外でも、双方の負担の軽減と言えるのか。</p>	
52	全般	<p>基準・観点の量は、「また」書き等で統合された結果、表面的にその数を減少させているだけで、評価の効率化・負担の軽減が図られているとはいえない。実質的な効率化・負担軽減を図るべきである。</p>	<p><b>【対応】</b> 説明会において対応する。</p>
53	全般	<p>評価の効率化の観点から、「基準」、「基準細目」及び「観点」の精選が図られているが、これ以外に見直した点はあるか。また、大学情報データベースの認証評価への活用について、どのように考えているか。</p>	<p><b>【対応】</b> 見直した点については、説明会において対応する。また、大学情報データベースに関しては、今後検討することとする。</p>
54	全般	<p>（国立大学法人評価との連携について） 大学側の作業負担という立場からは、国立大学法人評価と認証評価とが連携し、作業負担を軽減することが望ましい。軽減する方策について引き続き検討を願いたい。</p>	<p><b>【対応】</b> 今後検討することとする。</p>
55	全般	<p>認証評価と国立大学法人評価との関係 平成22年6月16日に文部科学省にて開催された国立大学法人評価実務担当者連絡会において、文部科学省から、「認証評価資料の活用については、法人評価の分析項目と類似するものとして、例えば、教育課程の編成、学生や社会からの要請への対応についてはデータを利用できるのではないか」との説明があり、国立大学法人評価においては、大学としての負担軽減につながるもの、と捉えていたが、今回の改訂案では、認証評価において、資料提出に関し、具体的な負担軽減策が明らかとなっていない。第2サイクルでは、提出資料について、国立大学法人評価において</p>	<p><b>【対応】</b> 今後検討することとする。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
		<p>は一定程度の負担軽減になるものの、認証評価においては負担軽減とはならない、との理解でよいか。</p>	
56	全般	<p>「大学情報データベース」について</p> <p>① 大学情報データベースについては、今後も存続されるのか。</p> <p>② 存続した場合、認証評価との関係で、大学の負担軽減につながるのか。</p> <p>③ 国立大学法人評価とのデータ相互活用は進むのか。</p>	<p><b>【対応】</b> 今後検討することとする。</p>
57	全般	<p>専門職学位課程（法科大学院）に関しては、大学機関別認証評価とは別に法科大学院認証評価の受審が義務づけられている。</p> <p>これら認証評価の受審サイクルはそれぞれ異なる（大学機関別認証評価：7年以内、法科大学院認証評価：5年以内）が、法科大学院認証評価は次回受審時まで毎年度年次報告書を提出し、かつ、教育課程又は教員組織に重要な変更を行った場合には届出を行っているところである。</p> <p>それぞれの認証評価の趣旨は異なるものの、上記状況から法科大学院の現況はある程度掌握可能と考えられることから、評価の効率化（大学・認証評価機関双方の負担の軽減）の観点から、法科大学院の認証評価を受審している機関の大学機関別認証評価における法科大学院に係る評価については、その項目を削減するなど、負担軽減を行うべきではないか。</p>	<p><b>【対応】</b> 説明会において対応する。</p>
58	全般	<p>認証評価に関する事業仕分け結果への対応について</p> <p>大学評価・学位授与機構の実施する認証評価事業に関する、いわゆる事業仕分けへの対応について早期に明確な方針を出していただきたい。本協会としては、大学評価・学位授与機構の認証評価事業については、公立大学が選びうる認証評価機関を複数担保する観点から、また評価指標等の研究・開発、認証評価機関相互の連携の推進、日本の評価の国際的通用性の担保等の観点か</p>	<p><b>【対応】</b> 説明会において対応する。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
		<p>ら、その継続について要望を行ってきたところです。</p> <p>本事業がどのような形で継続されるのか曖昧であるうちは、公立大学が安心して評価体制や自己点検評価の方針の構築に取り組めないことに配慮し、早期に方針を決定していただきたい。</p>	
59	全般	<p>国立大学法人については、平成 22 年度から第 2 期中期目標期間が始まっているのに対し、認証評価は平成 24 年度から第 2 サイクルの開始とのことであるが、認証評価を受ける際には、どの時点からのデータを利用するのか。第 1 サイクルの受審した翌年度のデータからなのか。</p>	<p><b>【対応】</b></p> <p>自己評価実施要項において提示する。(原則として、受審時点から遡って過去 5 年分のデータ)</p>
60	全般	<p>第 1 サイクルにおいて、改善を要する点として指摘された事項については、第 2 サイクルにおいて、重点的に確認する事項となるのか。</p>	<p><b>【対応】</b></p> <p>自己評価実施要項において提示する。 (重点的に確認する。)</p>